

申込
不要

入場
無料

シンポジウム

意思決定に困難を抱えた人たちを 地域においてどう支えるべきか

～家庭裁判所及び弁護士に関わり方を含めて～

成年後見制度は2000年4月に民法改正が施行されて実務運用が重ねられましたが、2024年4月から法制審議会民法(成年後見等関係)部会が開催されており、見直しに向けた議論が始まっています。様々な論点が発論されていますが、本人の意思決定支援をより重視することや、本人に対する過度な権利制限にならない方向性に改正されることが見込まれています。

一方、都市部はともかく、少子高齢化の著しい地方においては、このような本人を支える人材が十分に確保でき

るのかという重大な課題があります。

本シンポジウムでは、成年後見制度を運用する上で求められる意思決定支援とはどのようなことを議論し、その上で、地方においてどのようなことができ、どのような体制を構築する必要があるのか、その際の工夫としてどのようなことが考えられるのかを議論したいと思います。

特に、伊都・橋本地域においては、家庭裁判所出張所も法律事務所もありますが、マンパワーが確保できるのかという問題を抱える中、あるべき体制を検討したいと思います。

対象

成年後見制度や
意思決定支援に
興味・関心のある方

日時

令和6年7月19日(金)

午後2時30分～午後5時(開場 午後2時)

場所

橋本市教育文化会館

橋本市東家一丁目6番27号

内容

1 基調講演

意思決定支援の取組み
について

五十嵐 慎人 教授(千葉大学)

千葉大学社会精神保健教育研究センター教授、日本司法精神医学会理事長、日本成年後見法学会理事。著作に『成年後見人のための精神医学ハンドブック』(日本加除出版、2017年)等があるほか、「精神科医からみた『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』と意思決定能力」(『実践成年後見』、No.105、2023年)等、論者も多数。

2 基調報告

和歌山県内自治体が法曹関係者に求めること
和歌山県担当者

3 基調報告

地方において意思決定支援を十分に行うための裁判所及び弁護士の体制(イギリス視察を踏まえて)
堀江 佳史 弁護士

弁護士、和歌山弁護士会、和歌山弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会委員長、伊都橋本地域地裁支部設置推進本部 本部長代行。

4 パネルディスカッション

意思決定支援の取組みを多くの関係者に普及するために

裁判所、弁護士の体制を整備するために

意思決定支援を全国どの地域においても普及するために

IT化に対してどのように対応するか

五十嵐 慎人 教授
高峰 真 弁護士

弁護士、福岡県弁護士会「地域司法計画推進室」室長。

本間 奈美 社会福祉士

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク理事、一般社団法人SADO Act代表理事。相談支援センターそらうみ主任相談支援専門員。

主催：和歌山弁護士会 共催：和歌山県、日本弁護士連合会

後援(依頼中を含む)：和歌山県社会福祉士会、和歌山県精神保健福祉士協会、和歌山県司法書士会、和歌山県医師会、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町

お問い合わせ先 和歌山弁護士会 073-422-4580